

若桜町空き家活用奨励金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、自ら所有する空き家を積極的に活用する者を奨励し、本町内にある空き家を有効活用するとともに移住定住人口の増加による地域の活性化を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 本奨励金の交付対象となる者は、その交付を申請した日において、次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 本町の空き家情報に登録済みの空き家（以下「登録物件」という。）を所有する者
- (2) 登録物件について、町外に在住する者で本町への移住定住を希望する者と売買または賃貸借契約を結んでいる者
- (3) 売買または賃貸借契約の相手と3親等以内の間柄でない者
- (4) 登録物件内の不要物の撤去等、移住者の住環境整備を行う者

(奨励金の額および交付制限)

第3条 本奨励金は1登録物件に対して1回に限り、100千円を上限として交付する。

2 本奨励金は予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第4条 本奨励金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、若桜町空き家活用奨励金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 登録物件に関する売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

(奨励金の返還等)

第5条 町長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した奨励金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本奨励金を受けた登録物件を、交付の決定を受けた日から5年以内に取り壊したとき。
- (2) 登録物件から移住者が転居した後、新たに登録物件の活用に努めないとき。
- (3) 申請時に提出した申請書及びその他書類に偽り、その他不正があったとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。